

江戸川区人権・男女共同参画 Colorful チャンネル YouTube 運用要領

(目的)

第1条 この要領は、江戸川区総務部総務課人権啓発係（以下、人権啓発係）が YouTube を区民等への情報発信媒体として運用するために、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) YouTube

Google 社が提供するインターネット上で動画を共有公開し利用者が交流を図るサービスをいう。

(2) マイチャンネル

YouTube 内で自身が投稿した動画一覧を閲覧できるページをいう。

(3) 江戸川区人権・男女共同参画 Colorful チャンネル（以下、Colorful チャンネル）

人権啓発係が設置および運用するマイチャンネルをいう。

(4) アカウント

YouTube を設置・運用するために取得した権利、ユーザー名をいう。

(5) コメント

投稿した動画に対する他ユーザーからの文章投稿をいう。

(6) YouTube Live

YouTube 上で行うライブ配信サービスをいう。

(7) チャット

YouTube Live でライブ配信する動画に対する他ユーザーからの文章投稿をいう。

(8) 共有

投稿した動画に対して、他ユーザーが別のユーザーにその内容を共有することをいう。

(9) 評価

投稿した動画に対して、他ユーザーが高評価または低評価を示すことをいう。

(運営主体)

第3条 Colorful チャンネルの運営主体は江戸川区総務部総務課（以下、総務課）とし、総務課長を情報セキュリティ管理者とする。

2 人権啓発係長を情報システム運用管理者（以下、運用管理者）とし、Colorful チャンネルの運用を行う。

3 人権啓発係に所属する職員のうち、運用管理者が指名した者を情報システム運用担当者とし、動画の投稿及びライブ配信（以下、投稿等）、投稿内容の更新及び修正、他ユーザーからのコメント及びチャット（以下、コメント等）の確認、アカウント及びアカウントのパスワードの管理等を行う。

(アカウント運用者の明示)

第4条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、Colorful チャンネルと江戸川区公式ホームページの相互リンクを明示する。

(利用端末)

第5条 情報システム運用担当者は、人権啓発係所有のパソコンで投稿等を行う。

(投稿等の内容)

第6条 Colorful チャンネルでは、次に掲げるものの投稿等を行う。

- (1) 人権啓発係が主催する講演会、講座に関すること
- (2) 人権啓発事業、男女共同参画推進事業、平和事業に関すること
- (3) その他情報セキュリティ管理者が適当と認めるもの

(参加者の受付)

第7条 ライブ配信・動画の視聴者を限定する場合は、区ホームページ内のメールフォーム等での参加者の受付を行う。なお、申込時には必ず参加規約に同意いただくこととする。

(コメント等の使用制限)

第8条 Colorful チャンネルは、原則として総務課が発信する情報のみを掲載し、Colorful チャンネル以外へのコメント等を行わない。また、原則としてColorful チャンネルに対するコメント等への返信も行わない。ただし、情報セキュリティ管理者が特に必要と認めるものはこの限りでない。

(共有及び評価機能の使用制限)

第9条 Colorful チャンネルは、発信に必要とされる機能のみを使用し、Colorful チャンネル以外のYouTube チャンネルやアカウントに関する共有及び評価機能等は使用しない。ただし、情報セキュリティ管理者が特に必要と認めるものはこの限りでない。

(コメント等の削除等)

第10条 他ユーザーによる以下に定めるコメント等について、総務課は予告なく全部又は一部を非表示、削除、拒否するものとする。

- (1) 法令等に違反するもの、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治又は宗教活動を目的とするもの
- (4) 「私的利用のための複製」や「引用」など、著作権法上で認められた場合を除き、無断の転用、転載、録画、録音、撮影、ダウンロード等の区又は第三者の知的財産権(著作権、商標権、肖像権等)を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの

- (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽又は事実と異なる内容及び単なる噂又は噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示又は漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等を含むもの
- (11) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (12) 同一ユーザーにより繰り返し投稿される、同一内容や似通ったコメント等
- (13) 他のユーザー、第三者等になりすますもの
- (14) その他、総務課が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページなどへのリンク
- (15) YouTube の利用規約に反するもの
- (16) ライブ配信中に運営を妨げるもの

(意思決定)

第 11 条 情報発信については、原則として情報セキュリティ管理者の決定を必要とする。ただし、既にホームページ等に掲載済の情報など、公表済みの内容は運用管理者の決定に基づき、情報発信できることとする。

- 2 前項に基づき情報発信を行う場合は、誤った情報を発信しないために、可能な限り複数の職員で内容の確認を行うものとする。

(知的財産権)

第 12 条 Colorful チャンネルで投稿等を行う文章・写真・イラスト・音声・動画等（以下、個々の情報）に関する知的財産権は区または区以外の原作者に帰属する。

- 2 「私的利用のための複製」や「引用」など、著作権法上で認められた場合を除き、Colorful チャンネルで投稿等を行う個々の情報を他ユーザーは、無断で利用することはできない。

(個人情報の取り扱い)

第 13 条 総務課が Colorful チャンネルの運営上で取得した個人情報については、江戸川区個人情報保護条例（平成 6 年 3 月江戸川区条例第 1 号）及び江戸川区公式ホームページの「プライバシー・ポリシー」に従い、適切に取り扱うものとする。

- 2 Colorful チャンネルに対するコメント等により公開される情報については、投稿者が YouTube の「利用規約」に同意したものとみなす。

(免責事項)

第 14 条 区は、他ユーザーが Colorful チャンネルを利用したこと又は利用しなかったことで他ユーザー又は第三者に生じた直接又は間接的な損失について、一切の責任を負わないものとする。

- 2 区は、Colorful チャンネルを通じて他ユーザーから提供される情報について、正確性、合法性その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して他ユーザー又は第三

者に損害が発生したとしても、一切の責任を負わないものとする。

- 3 区は、Colorful チャンネルの利用に関連して生じた他ユーザー間のトラブルもしくはその被った損害、または他ユーザーと第三者間のトラブルもしくはその被った損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 4 動画中に表示される企業広告については、区とは一切関係がないものであり、区は広告によるいかなる理由での損害についても一切の責任を負わないものとする。
- 5 この要領は、他ユーザーへの予告なく変更を行う場合があるものとする。

(遵守事項)

第 15 条 情報セキュリティ管理者、運用管理者及び運用担当者は、江戸川区情報管理安全対策要綱及び江戸川区情報管理安全対策基準を遵守するとともに、投稿等の運用は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、知的財産権を侵害しないこと。
- (2) 発信する情報は正確を期すること。また、その内容について誤解を生じさせないこと。
- (3) 公序良俗に反する情報は発信しないこと。

(障害発生時の対応)

第 16 条 障害が発生した場合は、速やかに情報セキュリティ管理者及び運用管理者に報告し、対応を行うものとする。

(その他)

第 17 条 その他、本要領の実施について必要な事項は、情報セキュリティ管理者が別に定める。

付則

この要領は、令和 3 年 9 月 28 日から施行する。